

石川県公報

平成 28 年 3 月 11 日 (金曜日)

号 外

(第 12 号)

目 次

規 則	公安委員会
○理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則 (業事衛生課) 1	○石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則 2
○石川県興行場法施行条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 2	

規 則

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則をいりに公布する。

平成二十八年三月十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第四百

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則

(理容師法施行細則の一部改正)

第一条 理容師法施行細則 (昭和四十二年石川県規則第四十八号) の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「殿」を「様」に、

上記以外の 従業者	氏 名	氏 名	を

上記以外の 従業者	氏 名	氏 名	を
同一の場所で 開設する美容 所がある場合	名 称	開設予定の場合は、その年月日	は「第11条の
	(検査確認証の番号) 美第 号		

3 第 1 項」を「第11条の 4 第 1 項」に改める。

別記様式第二号中「殿」を「様」に、「第11条の 3 第 2 項」を「第11条の 4 第 2 項」に改める。

(美容師法施行細則の一部改正)

第一条 美容師法施行細則 (昭和四十二年石川県規則第四十九号) の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「殿」を「様」に、

上記以外の 従業者	氏 名	氏 名	を

上記以外の 従業者	氏名	氏名
同一の場所で 開設する理容 所がある場合	名称	開設予定の場合は、その年月日
	(検査確認証の番号) 理第 号	

」 「第12条の

2第1項」を「第12条の3第1項」に改める。

別記様式第三号中「髪」を「髭」に、「第12条の2第2項」を「第12条の3第2項」に改める。

附 則

- この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正前の理容師法施行細則及び第二条の規定による改正前の美容師法施行細則の規定に基づき作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

石川県興行場法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第五号

石川県興行場法施行条例施行規則の一部を改正する規則

石川県興行場法施行条例施行規則（昭和五十九年石川県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号トを次のように改める。

ト 男性用と女性用の便器の数は、興行場の種別、規模及び用途並びに男女別の利用者数等を考慮し、それらを適切に反映したものとすること。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

公 安 委 員 会

石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十一日

石川県公安委員会

石川県公安委員会規則第一号

石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

石川県警察の組織等に関する規則（昭和四十一年石川県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条中第十四号を第十六号とし、第十三号を第十五号とし、第十二号の次に次の二号を加える。

十三 留置業務に関すること。

十四 留置施設視察委員会に関すること。

第八条の二第六号及び第七号を削る。

第八条の五に次の一号を加える。

七 自動車警ら班の運用に関すること。

別表第一金沢東警察署の部金沢北部交番の項中「同吉原町口三四番一」を「同吉原町口三四番地一」に改め、同表金沢西警察署の部大徳交番の項中「桂町」の下に「、木曳野一丁目、木曳野二丁目、木曳野三丁目、木曳野四丁目」を加え、同表大聖寺警察署の部篠原駐在所の項中「同篠原町ル二七番一」を「同篠原町ル二七番地一」に改め、同表小松警察署の部小馬出町交番の項中「、下牧町一丁目」を削り、同部安宅駐在所の項中「下牧町」の下に「、下牧町一丁目」を加え、同部粟津駅前交番の項中「同符津町イ九六番地一二」を「同襄和町ロ一〇三番一」に改め、同表羽咋警察署の部中「同羽咋町馬場二〇番地」を「同羽咋町馬場二〇番地4」に改め、同部羽咋警察署所在地の項中「羽咋市旭町エ二〇番地」を「羽咋市旭町エ二〇番地四」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年三月二十五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一 金沢東警察署の部、同表金沢西警察署の部、同表大聖寺警察署の部及び同表羽咋警察署の部の改正規定 公布の日
- 二 別表第一 小松警察署の部 栗津駅前交番の項の改正規定 平成二十八年四月一日

